

2024年5月2日

お得意様 各位

近畿生コンクリート圧送協同組合
理事長 岸 繁樹



働き方改革に対応するためのご理解とご協力のお願い

拝啓 新緑の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協組に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法の施行により、中小建設業においても、本年4月1日から時間外労働の罰則付き上限規制が課せられることとなりました。

ご案内の通り、生コンクリート圧送のためのポンプ車の回送時間（会社⇒現場⇒会社）は労働時間となります。当協組の実態調査によりますと、地域による格差はありますが、平均的に往復2時間以上の移動時間を余儀なくされております。現場での作業時間（作業終了後の残コン処理や洗浄などを含む）+回送時間は往々にして残業を発生させますが、加えて土曜稼働がこれに拍車をかけます。

法改正前は、当協組の方針として、4週6休・年間変形労働時間制を順守していました。しかし、特別条項による年間720時間の残業枠（但し「ひと月当たりの時間外労働が45時間を越えられる月は年6回まで」）をもってしても、上限規制を順守することができません。

そこで、当協組の自助努力を前提としつつも、法令順守のため、また今後の建設業の持続可能な労働環境を整備するためにも、4週8休を前提とした施工計画等を実施して頂きたく、切に要望する次第です。

尚、当協組の上部団体である全国コンクリート圧送事業団体連合会（全圧連）による「働き方改革に対応するコンクリート圧送作業時間へのご理解ご協力のお願い」につき、「圧送作業時間8時～15時（うち、昼休憩12時～13時を含む）を標準作業時間とさせていただきたく存じます」とあったため、圧送作業を15時までと限定し強要するとの誤解もあるやに伺っておりますが、決して当協組は作業時間規制をする立場にはありません。ご理解の上、今後の働き方改革に向けてご尽力を賜ります様お願い申し上げます。

敬具